

# 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。



計画期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日

## 目標 1

計画期間内に**育児休業**取得者を、次の水準以上にする。  
男性職員・・・3年間に1人以上取得すること。

## 目標 2

所定外労働時間を削減する。



## 目標 3

年次有給休暇の取得率をアップさせる。

(年間平均6時間/人)

